

# 今月のトピックス

令和元年 7 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL 03-5356-6377  
TEL 048-781-2651  
URL <http://www.slmo.co.jp/>

## 日・中社会保障協定の発効について ～令和元年9月1日効力発生～

現在、日・中両国からそれぞれ相手国に派遣される被用者（企業駐在員等）等は、日・中両国で年金制度への加入が義務づけられているため年金保険料の二重払いの問題が生じており、企業にとっても従業員にとっても大きな経済的負担となっています。

社会保障協定は、この問題を解決することを目的としており、この協定が発効されると、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。

例) 加入する社会保障制度：日本人が中国で働く場合

就労状況	派遣期間	加入する社会保障制度
日本の事業所からの派遣	派遣開始日から5年間	日本の年金制度のみに加入
	派遣期間が5年を超える場合	申請に基づき、両国関係機関間で個別に判断の上合意したときには、引き続き日本の年金制度のみに加入することが可能（ただし、その延長期間は原則として5年以内）。 特段の事情がある場合には、派遣期間が合計10年を超える場合でも、申請に基づき、両国関係機関間で個別に判断の上合意したときには、さらに引き続き日本の年金制度のみに加入することが可能。
中国での現地採用		中国の社会保障制度

なお、協定発効日より前から、日本の事業所により既に中国へ派遣されている被用者は、協定発効日に中国へ派遣されたものとして取り扱われることとなります（協定発効日から5年間は日本の年金制度のみに加入）。

### 社会保障協定とは

### ～ 社会保障協定を締結する背景・目的 ～

外国に派遣される日本人・外国から日本に派遣される外国人が年々増加、次のような問題が発生



#### ①年金の二重加入

日本を含む多くの国が独自の公的年金制度を持っており、自国の公的年金制度と相手国の公的年金制度の両方について加入し、二重に保険料を支払うことを余儀なくされている

#### ②保険料の掛け捨て（年金受給資格の問題）

老齢年金受給のためには、どの国においても一定期間の加入期間が必要だが、短期間の派遣ではこの一定の加入年数を満たすことができない場合が多いため、相手国で負担した保険料が掛け捨てになる



社会保障協定：①加入する制度を二国間で調整「二重加入の防止」

②両国間の年金制度への加入期間を通算して、それぞれの国の加入期間に応じた年金が受けられるようにする「年金加入期間の通算」

**※今回の日中社会保障協定は、「①二重加入の防止」のみの協定となります。**

夏季休業のお知らせ

弊社、8月10日～8月15日は夏季休業とさせていただきます。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。